

平成25年9月4日

中国四国農政局長

8月23日からの大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の8月23日からの大雨による被害により災害救助法（昭和28年法律第118号）が適用された島根県江津市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じるよう貴会会員農業協同組合に対し指導願いますよう要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講じるよう指導願います。

信用事業

- 1 貯金証書、通帳を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払戻しに応じること。
- 2 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じること。
- 3 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応じること。
また、これを担保とする貸付にも応じること。
- 4 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 5 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- 6 汚れた紙幣の引換えに応じること。
- 7 国債を紛失した場合の相談に応じること。
- 8 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 9 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。
- 10 1から9にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- 11 窓口業務停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動

預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

共済事業

- 1 共済金の支払、共済掛金の支払い猶予等に関する措置
 - (1) 共済証書等を焼失又は流出した共済契約者については、罹災証明書の呈示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ること。
 - (2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じること。
- 2 業務停止等における対応に関する措置

共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。